

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	主たる違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	北央貨物運輸株式会社 (法人番号7450001006531) 代表者段禎文	北海道富良野市宇西扇山の1		本社営業所	北海道富良野市宇西扇山1800-2-1		R2.5.29	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他8件	令和1年12月3日、令和1年12月4日及び令和2年2月21日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第6条第1項)、(2)事業計画事後届出義務違反[業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更](施行規則第7条第1項第4号)、(3)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(5)過積載運送防止の指導監督の怠慢(安全規則第4条)、(6)限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導監督の怠慢(安全規則第5条の2)、(7)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6	
2	株式会社GMTトランスポート(法人番号6430001072782) 代表者伊藤一寿	北海道石狩市新港中央2丁目758番地5		本社営業所	北海道石狩市新港中央2丁目758番地5		R2.5.29	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他6件	令和2年1月9日及び令和2年2月7日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)自動車検査証の備付け義務違反(安全規則第3条の2)、(3)点検整備記録簿等の記載義務違反(安全規則第3条の2)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(7)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	4	7	
3	株式会社J・B・ロジスティクス(法人番号7430001066156) 代表者小澤誠矢	北海道札幌市北区屯田2条1丁目9-20-601		本社営業所	北海道札幌市北区屯田2条1丁目9-20-601		R2.5.29	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他5件	令和2年1月10日及び令和2年1月31日、改善報告不履行を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	10	14	

